

# 文教福祉常任委員会会議録

令和3年9月24日

寒川町議会



出席委員 岸本委員長、橋本副委員長  
小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、  
横手委員  
佐藤（一）議長

説明者 伊藤学び育成部長、宮崎子育て支援課長、徳江主幹、赤井副主幹  
案 件

（付託議案）

1. 議案第48号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

午前11時35分 開会

【岸本委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、本会議場で事件訂正といたしまして承認されました議案第48号寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての付託議案1件でございます。

議案第48号については、9月1日の本委員会で採決まで終了しておりますが、内容に訂正が生じたことから、改めて審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、執行部より、再度訂正内容の説明を受けて、その後、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思います。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、本日、本会議での事件訂正として承認されました議案第48号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、先ほど本会議において事件の訂正につきましてご承認いただきました議案第48号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてのご審議をよろしくお願いいたします。

説明につきましては、宮崎課長より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 皆さん、こんにちは。それでは、議案第48号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての訂正について説明をさ

させていただきます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分がございますが、ご了承のほどお願い申し上げます。

まず、訂正をお願いすることになりました経緯について、改めてご説明申し上げます。本議案につきましては、本年8月26日に上程し、本会議での説明、質疑の後、文教福祉常任委員会に付託され、9月1日の同委員会において説明、審査を経て採決をいただいている状況でございましたが、その後、9月14日になって、県から、今回の条例一部改正の根拠となっております令和3年8月2日付公布の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に誤りがあった旨の連絡があり、確認をいたしましたところ、連絡の内容どおり、9月13日付官報に原稿誤りとして正誤について掲載されておりましたので、本議案についての訂正の必要が生じたものでございます。

それでは、訂正の内容につきまして、ご説明申し上げます。タブレット資料01の19分の19ページ、訂正に係る新旧対照表をご覧ください。訂正箇所は、第53条第6項で、下線部の字句について訂正するものでございます。第6項の上から8行目と9行目の第5項を第4項に訂正し、その次の中ほどの第4項中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは、「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは、「第6項において準用する第2項と」に訂正いたします。そして、その次の「前項中」を「前項中、前項とあるのは第6項において準用する前項と」に訂正いたします。

なお、資料の19分の3ページから8ページまでの条例案と、19分の9ページから18ページまでの新旧対照表につきましては、今申し上げた訂正を踏まえた内容となっております。

以上で、訂正についての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

**【岸本委員長】** それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。  
暫時休憩いたします。

---

**【岸本委員長】** 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。なしでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【岸本委員長】** それでは、これより討論に入ります。議案第48号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

**【岸本委員長】** 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。ご苦労さまでした。

午前11時41分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年11月26日

委員長 岸 本 優